

第3章 函館市都市景観形成基本計画の検証

第1節 計画概要

平成7年度に策定した全市域を対象とする「函館市都市景観形成基本計画」で定めた計画の目的と構成や、基本目標と基本方針を整理する。



～以下、平成7年度に策定した函館市都市景観形成基本計画より抜粋～

序－函館らしい都市景観の形成をめざして－

3. 都市景観形成基本計画の目的と構成

(1) 都市景観形成基本計画の目的と位置づけ

この基本計画は、函館市都市景観条例（平成7年函館市条例第14号）第4条第1項に基づいて策定するもので、都市景観の形成に関する基本的な方向を明らかにすることを目的としている。このため、自然と歴史にはぐくまれた函館らしい都市景観をまもり、そだて、つくるために、広く行政・市民および事業者が共有する基本的方向として、また、函館市都市景観条例の運用にあたっての基本的指針として位置づけられる。

(2) 都市景観形成基本計画の構成

この基本計画は、①都市景観形成の基本理念、②都市景観形成の課題、③都市景観形成の基本目標と基本方針、④都市景観形成基本計画、⑤都市景観形成の推進方策、と大きく5つの項目によって構成する。

第3部 都市景観形成の基本目標と基本方針

1. 基本目標

- 景観形成の基本目標
 - ・ 海、港をいかした景観形成
 - ・ 歴史的財産をいかした景観形成
 - ・ 魅力ある表玄関づくりと都市の骨格づくり
 - ・ 緑と水に親しむ景観形成
 - ・ 各拠点が個性をもった景観形成
 - ・ 国際性豊かな景観形成
 - ・ 地域コミュニティをはぐくむ景観形成
 - ・ 市民主体の景観形成
 - ・ 函館市民の誇りと愛着と文化性をはぐくむ景観形成

2. 基本方針

－函館らしい都市景観の形成をめざして－

(1) 函館らしさの保全・強調

函館らしさは、主として函館の地勢や成り立ちによって形づくられているが、それらを保全し、さらに強調していく。

① 地勢の面から

函館圏域の外縁を形成する丘陵・山岳部、扇状に展開する平野部、その突端に位

置する函館山，それらを包み込む海洋部，このような都市の構成・輪郭を保全し，強調する。

② 成り立ちの面から

港湾都市，わが国最初の国際貿易港として開港以来多くの諸外国文化の流入をみたまち，維新の動乱の最後のドラマが演じられたまち，北海道開拓の玄関口，北洋漁業の基地など，函館の成り立ちを表現している景観を保全し，また強調する。

(2) 函館の都市景観上の特徴と保全・活用

函館市の都市景観は，他都市にはない多くの特徴をもっているが，それらを保全し，または積極的に活用していく。

- ① 都市全体を把握できる眺望点をもっていること
- ② 市街地の夜景が大きな魅力となっていること
- ③ 景観資源の多くが観光資源としても高い価値をもっていること
- ④ 豊かな四季の変化をもっていること
- ⑤ 豊かな水環境をもっていること

(3) 豊かな都市環境の実現

都市景観の形成は，個性・特徴の保全・強調・活用のみならず，基本的に豊かな都市環境を実現していくためのものである。

- ① 緑豊かな都市環境の実現
- ② 水をいかした都市環境の実現
- ③ 調和のとれた町並みの形成
- ④ 個性的な商業地の形成
- ⑤ 産・学・住の充実した親しみのある工業地の形成

第2節 施策の検証

都市景観形成基本計画は、下記のとおり景観構造の面からの類型化により計画を組み立てる「類型別計画」と、景観を形づくる多様な要素のうち主なものについて計画を組み立てる「要素別計画」によって構成され、その中で基本方針ならびに施策の方向が示されていることから、それぞれの構成要素ごとの基本方針と施策の方向について検証する。

《類型別計画》		
(1) 拠点の景観		・・・ 1
(2) 軸の景観	└── (2)-1 道路軸の景観	・・・ 2
	└── (2)-2 河川軸・水際線の景観	・・・ 3
(3) 地区の景観	└── (3)-1 住宅地の景観	・・・ 4
	└── (3)-2 商業・業務地の景観	・・・ 5
	└── (3)-3 工業地の景観	・・・ 6
	└── (3)-4 港湾地の景観	・・・ 7
	└── (3)-5 自然・緑地の景観	・・・ 8
(4) 眺望景観		・・・ 9
(5) 歴史的景観		・・・ 10
《要素別計画》		
(1) 緑		・・・ 11
(2) 水		・・・ 12
(3) 光		・・・ 13
(4) 歴史		・・・ 14
(5) 施設		・・・ 15
(6) 社会		・・・ 16

1 拠点の景観

(1) 基本方針

- ① 市民が誇れ、集え、憩える場としての拠点づくりを進める。
- ② 函館らしさを表現する顔として、主要拠点の保全と育成を図る。
- ③ 観光都市としての拠点づくりをさらに進める。



函館駅

(2) 施策の方向

- ① 各拠点の保全・育成と周辺環境の整備
 - [実施内容] ・ 伝統的建造物や環境物件等に対する助成 (H1～)
 - ・ 景観形成指定建築物等に対する助成 (H1～)
 - ・ 緑の島の整備 (H1～H26)
 - ・ 公共空間のあり方についての指針による誘導 (H8～)
 - ・ 空港と周辺地域の調和に配慮した親水緑化空間や多目的広場などの整備 (H8～H23)
 - ・ パブリックアートの設置 (H11～H19)
 - ・ 函館駅の駅舎の改築や駅前広場の整備 (H12～H16)
 - ・ はこだてグリーンプラザの整備 (H13～H15)
 - ・ 函館公園の整備 (H14～H21)
 - ・ 名勝旧岩船氏庭園 (香雪園) 整備 (H16～H21)
 - ・ 五稜郭公園の整備 (H22～H23)
 - ・ 重要文化財旧函館区公会堂の保存修理 (H23～)
 - ・ 函館山緑地の整備 (随時)

② ランドマークとしての整備・育成

- [実施内容]
- ・ 景観形成基準の設定 (S63)
 - ・ 都市景観地域内の届出制度, 届出に対する助言・指導 (S63～)
 - ・ 伝統的建造物や環境物件等に対する助成 (H1～)
 - ・ 景観形成指定建築物等に対する助成 (H1～)
 - ・ 誘導基準の設定 (H7)
 - ・ 都市景観形成地域以外の届出制度, 届出に対する助言・指導 (H7～)
 - ・ 公共空間のあり方についての指針による誘導 (H8～)
 - ・ 函館駅の駅舎の改築や駅前広場の整備 (H12～H16)
 - ・ 重要文化財旧函館区公会堂の保存修理 (H23～)

③ サイン等の整備

- [実施内容]
- ・ 歩行者用案内サインの整備 (～H25)
 - ・ 公共空間のあり方についての指針による誘導 (H8～)
 - ・ 観光案内標識, 観光案内板の整備 (H19～H21)
 - ・ 多言語表記, バリアフリー, ユニバーサルデザインを取り入れた歩行者用案内標識の整備 (H21～H24)
 - ・ ミシュラン・グリーンガイド・ジャポン掲載箇所を紹介する案内板の設置 (H24)

④ 新たな拠点の創造

- [実施内容]
- ・ 誘導基準の設定 (H7)
 - ・ 都市景観形成地域以外の届出制度, 届出に対する助言・指導 (H7～)
 - ・ 市立函館病院の移転新築 (H12)
 - ・ 特別史跡五稜郭跡の整備 (箱館奉行所) (H17～H22)
 - ・ 地域交流まちづくりセンターの整備 (H19)
 - ・ 臨海研究所 (旧函館西警察署) の整備 (H19)
 - ・ 縄文文化交流センターの整備 (H23)
 - ・ 函館駅前若松地区第一種市街地再開発事業 (キラリス函館) (H25～H28)
 - ・ 函館本町地区優良建築物等整備事業 (シエスタハコダテ) (H26～H28)
 - ・ 国際水産・海洋総合研究センターの整備 (H26)
 - ・ 函館アリーナの整備 (H27)

(3) 考察

- ・ 地域交流まちづくりセンターや函館アリーナなどの景観に配慮した公共施設の整備により、市民が集える新たな拠点が創出された。
- ・ 伝統的建造物群保存地区や特別史跡五稜郭跡の保存・育成を進め、ランドマークとしての函館らしさを表現する顔づくりがされた。
- ・ 交通結節点の函館駅前広場の整備や、景観に調和した案内標識の整備などを進め、観光都市としてふさわしい環境が創出された。
- ・ 函館山緑地などの自然景観の保全を進め、市民が憩える場が整備された。
- ・ 拠点景観の整備が、西部地区や函館駅前・大門地区などの一部地域に偏在しており、充分となっていない。
- ・ サイン等の整備は進んでいるものの、老朽化のため景観にも悪影響を与えており、改修が必要となっているほか、情報の更新や多言語化表示などの対応も必要となっている。
- ・ 「公共空間のあり方についての指針」の制定から時間が経過し、内容の更新や推進システムの再構築が必要となっている。
- ・ 老朽化したベンチや四阿（あずまや）があるなど、早期の更新や適切な管理が望まれている。

2 道路軸の景観

(1) 基本方針

- ① 各道路のもつ機能に応じ景観に配慮した整備を推進する。
- ② 6放射4環状線の整備と緑化を推進する。
- ③ マストラ強化軸の整備を行い沿道の活性化を推進する。
- ④ 遊歩道を含めた歩行者空間のネットワークづくりを推進する。
- ⑤ 緑の軸線づくりを推進する。
- ⑥ 沿道の建築物など一体となった道路空間を形成する。
- ⑦ 坂道の石畳化など個性ある道路整備を推進する。
- ⑧ サイン等の計画的整備を行いわかりやすい道路づくりを進める。



石川新道

(2) 施策の方向

- ① 緑化の推進
[実施内容] ・ ポケットパークの整備 (H7)
・ フラワーバスケットの設置 (H11)
・ 沿道花いっぱい運動の実施 (ボランティアサポート) (H17～)
・ 街路樹の植栽 (随時)
- ② 街路照明の計画的整備
[実施内容] ・ 街路照明の整備 (随時)

③ 歩行者空間の整備とネットワーク形成

- [実施内容]
- ・ 歩行者用案内サインの整備（～H25）
 - ・ ポケットパークの整備（H7）
 - ・ 公共空間のあり方についての指針による誘導（H8～）
 - ・ 段差の解消など安全で快適に利用できる道路づくり（H10～H11）
 - ・ パブリックアートの設置（H11～H19）
 - ・ 観光客が安心して歩くことができる道路環境の創出（H21～H25）
 - ・ ときわ通の歩道整備（H26）
 - ・ 西部地区の歴史的町並みを生かした車道や歩道の石畳整備（随時）
 - ・ 高齢者・障がい者にやさしい道づくり事業の実施（随時）
 - ・ 通学路安全対策の推進（随時）

④ 沿道の建築物等の景観上の配慮

- [実施内容]
- ・ 誘導基準の設定（H7）
 - ・ 都市景観形成地域以外の届出制度，届出に対する助言・指導（H7～）
 - ・ 屋外広告物条例による規制（H17～）

⑤ 地域特性をいかし各道路の機能に応じた道路空間の整備

- [実施内容]
- ・ 公共空間のあり方についての指針による誘導（H8～）
 - ・ パブリックアートの設置（H11～H19）
 - ・ 街並み景観と調和した市電停留場の整備（H25～）
 - ・ 函館駅前通の電線共同溝整備に伴う各種事業の推進（H26～）
 - ・ 西部地区の歴史的町並みを生かした車道や歩道の石畳整備（随時）

⑥ わかりやすく整った道路空間の整備

- [実施内容]
- ・ 電線類の地中化（H5～H16）
 - ・ 公共空間のあり方についての指針による誘導（H8～）
 - ・ 屋外広告物条例による規制（H17～）
 - ・ 街並み景観と調和した市電停留場の整備（H25～）
 - ・ 函館駅前通の電線共同溝整備に伴う各種事業の推進（H26～）
 - ・ 新外環状道路の整備に伴う道路案内標識の整備（H26～）

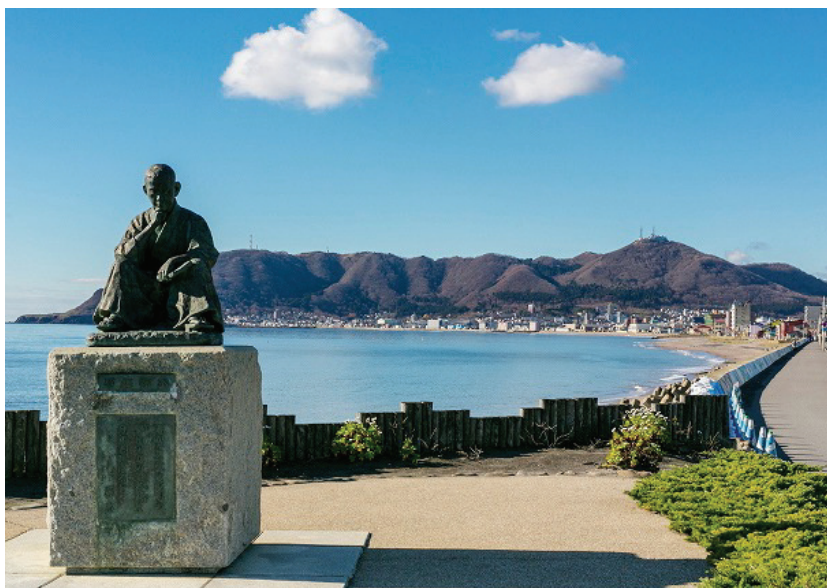
(3) 考察

- ・ 主要な道路軸は、その機能に応じた街路樹の植栽やフラワーバスケットの設置のほか、市民協働による沿道花いっぱい運動の実施などにより、緑化が推進された。
- ・ 函館駅前通りなどの主要な道路は、電線地中化や街路灯のグレードアップなどにより、景観に配慮した整った道路空間の形成が進められた。
- ・ 地域の景観にあったパブリックアートの設置などによる歩行者空間の演出により、沿道の都市景観が活性化された。
- ・ 案内サインの計画的整備を行うとともに、高質なデザインの市電停留場を整備するなど、わかりやすい道路空間の整備がなされた。
- ・ 景観条例に基づく建築物の誘導や、屋外広告物条例による規制が充分ではない地域について、規制強化の検討が必要である。
- ・ 西部地区の坂道などの道路整備は進んでいるものの、いまだに高質化が未実施の道路が残っている。
- ・ 緑化や電線地中化などの景観に配慮した道路空間の整備は、一部の主要道路に留まっている。
- ・ 街路灯などの老朽化が進み、沿道景観に悪影響を与えている道路もある。

3 河川軸・水際線の景観

(1) 基本方針

- ① 河川，海辺の水を美しく保つ。
- ② 河川，海辺のもつオープンスペースの魅力を最大限いかす。
- ③ 緑化に努める。
- ④ 護岸は安全性を保ちつつ親水性の向上に努める。
- ⑤ 沿線の建築物などと一体となった水辺空間を形成する。
- ⑥ 水と緑のネットワークづくりを進める。



啄木小公園

(2) 施策の方向

① 緑化の推進

- [実施内容]
- ・ 河川敷の緑化や階段式護岸・散策路，親水公園などの整備（随時）
 - ・ 河川改修事業の促進（随時）

② オープンスペースの確保と河川敷および水際線の整備

- [実施内容]
- ・ 親水プロムナードの整備（H3～）
 - ・ 公共空間のあり方についての指針による誘導（H8～）
 - ・ 湯の川温泉橋小公園内の足湯整備（H19）
 - ・ 函館湯川漁港交流広場の整備（H24～H25）
 - ・ 河川改修事業の促進（随時）
 - ・ 海岸保全事業の促進（随時）

③ 周囲の建築物等の景観上の配慮

[実施内容] ・ 誘導基準の設定 (H7)

- ・ 都市景観形成地域以外の届出制度, 届出に対する助言・指導 (H7～)
- ・ 屋外広告物条例による規制 (H17～)

④ 水質の保全・浄化

[実施内容] ・ 河川の浄化対策 (H13～H23)

- ・ 河川改修事業の促進 (随時)
- ・ 海岸保全事業の促進 (随時)
- ・ 下水道施設の整備推進 (随時)
- ・ 合併処理浄化槽の普及促進 (随時)

(3) 考察

- ・ 河川の浄化対策や下水道施設の整備促進などにより, 河川や海辺の水質保全が図られた。
- ・ 河川敷の緑化や階段式護岸・散策路, 親水公園などの整備により, 河川や海辺の魅力が創出された。
- ・ 親水プロムナードの整備により, 函館港の現存する歴史的石積護岸などを再生復原し, 豊かな景観形成をはかり, 水際線の整備がなされた。
- ・ 景観条例に基づく建築物の誘導や, 屋外広告物条例による規制により, 水辺空間の建築物等の景観に対する配慮が促進された。
- ・ 親水空間の整備は, 一部の河川や水際線に留まっている。
- ・ 水と緑の一体整備は進んでいるが, ネットワーク化されている状態には至っていない。
- ・ ベンチなどのストリートファニチャーが老朽化していることや, 除草などの管理が充分でないエリアもある。

4 住宅地の景観

(1) 基本方針

- ① 緑豊かな、ゆとりある住宅地をつくる。
- ② コミュニティを育む住宅地をつくる。
- ③ 一定の秩序をもった、個性豊かな住宅地の創出を図る。
- ④ 魅力ある中心ゾーンの育成を図る。
- ⑤ 生活環境の充実を図る。



石川町

(2) 施策の方向

- ① 周辺環境などとの調和
 - [実施内容] ・ 景観形成基準の設定 (S63)
 - ・ 都市景観地域内の届出制度, 届出に対する助言・指導 (S63~)
 - ・ 誘導基準の設定 (H7)
 - ・ 都市景観形成地域以外の届出制度, 届出に対する助言・指導 (H7~)
- ② 建物相互の調和
 - [実施内容] ・ 景観形成基準の設定 (S63)
 - ・ 都市景観地域内の届出制度, 届出に対する助言・指導 (S63~)
 - ・ 地区計画制度の導入 (H5)
 - ・ 誘導基準の設定 (H7)
 - ・ 都市景観形成地域以外の届出制度, 届出に対する助言・指導 (H7~)

③ 生活環境の整備

- [実施内容] ・ 公共空間のあり方についての指針による誘導 (H8～)
- ・ 街区公園の整備 (随時)
 - ・ 近隣公園の整備 (随時)
 - ・ 地区公園の整備 (随時)
 - ・ 緑地の整備 (随時)

④ 歴史・文化の尊重

- [実施内容] ・ 景観形成基準の設定 (S63)
- ・ 都市景観地域内の届出制度, 届出に対する助言・指導 (S63～)
 - ・ 伝統的建造物や環境物件等に対する助成 (H1～)
 - ・ 景観形成指定建築物等に対する助成 (H1～)
 - ・ 景観形成住宅等建築奨励金制度 (H17～)

⑤ 既成市街地の整備

- [実施内容] ・ 公共空間のあり方についての指針による誘導 (H8～)
- ・ 市営住宅の整備 (随時)
 - ・ 道営住宅の整備 (随時)

⑥ 新市街地の整備

- [実施内容] ・ 景観形成基準の設定 (S63)
- ・ 都市景観地域内の届出制度, 届出に対する助言・指導 (S63～)
 - ・ 土地区画整理事業の推進 (随時)

⑦ 自主的な取り組みの推奨

- [実施内容] ・ 景観形成市民団体の活動への支援 (H1～)
- ・ 景観協定に係る活動への支援 (H2～)

⑧ 指針等の提示

- [実施内容] ・ 景観デザイン指針による誘導 (H24～)

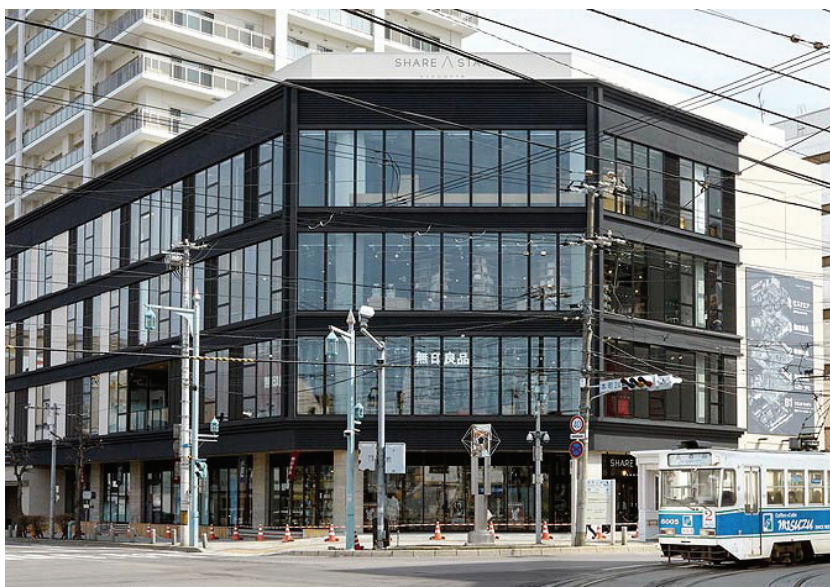
(3) 考察

- ・ 地区計画制度の導入により, 地区特性に応じた市街地の形成が図られた。
- ・ 土地区画整理事業等による公園の整備や, 生活道路の拡幅整備が行われ, 緑豊かなゆとりある住宅地が形成された。
- ・ 西部地区では, 景観条例による誘導や景観形成住宅等建築奨励金制度などにより, 地域の個性にあった住宅の形成が促進された。
- ・ 景観に配慮した公営住宅の建設を進め, 先導的な役割を一定程度努めた。
- ・ 景観協定の実績が皆無で, 民間主体の景観に一定の秩序を持った持続可能な住宅地の形成がされなかった。
- ・ 住宅地の景観に関するコミュニティの形成促進の活動を行ってこなかった。

5 商業・業務地の景観

(1) 基本方針

- ① 魅力ある景観をつくる。
- ② にぎわいのある景観をつくる。
- ③ それぞれの地区の特性をいかした個性豊かな景観をつくる。
- ④ 函館の特性(海, 港, 交流など)を共通項としていかす。



シエスタハコダテ

(2) 施策の方向

① 個性・イメージの強調

- [実施内容]
- ・ 函館駅の駅舎の改築や駅前広場の整備 (H12～H16)
 - ・ はこだてグリーンプラザの整備 (H13～H15)
 - ・ 函館駅前若松地区第一種市街地再開発事業 (キラリス函館) (H25～H28)
 - ・ 函館本町地区優良建築物等整備事業 (シエスタハコダテ) (H26～H28)
 - ・ 函館アリーナの整備 (H27)

② 統一感・一体感の形成

- [実施内容]
- ・ 誘導基準の設定 (H7)
 - ・ 都市景観形成地域以外の届出制度, 届出に対する助言・指導 (H7～)
 - ・ 屋外広告物条例による規制 (H17～)
 - ・ 函館駅前通の電線共同溝整備に伴う各種事業の推進 (H26～)

③ にぎわいと楽しさの演出

- [実施内容]
- ・ 八幡坂イルミネーション (H9～)
 - ・ 函館クリスマスファンタジー (H10～)
 - ・ 湯の川温泉橋小公園内の足湯整備 (H19)
 - ・ 光の小径 (ワックスキャンドルの設置) (H21～H25)
 - ・ 函館駅前広場でのイルミネーションの実施 (H26～)

④ 道路・広場の整備

- [実施内容]
- ・ ポケットパークの整備 (H7)
 - ・ 公共空間のあり方についての指針による誘導 (H8～)
 - ・ 湯の川温泉街活性化事業 (H8～H10)
 - ・ 段差の解消など安全で快適に利用できる道路づくり (H10～H11)
 - ・ パブリックアートの設置 (H11～H19)
 - ・ 函館駅の駅舎の改築や駅前広場の整備 (H12～H16)
 - ・ はこだてグリーンプラザの整備 (H13～H15)
 - ・ 観光客が安心して歩くことができる道路環境の創出 (H21～H25)
 - ・ 函館駅前花いっぱい業務 (H24～)
 - ・ 街並み景観と調和した市電停留場の整備 (H25～)
 - ・ ときわ通の歩道整備 (H26)
 - ・ 西部地区の歴史的町並みを生かした車道や歩道の石畳整備 (随時)
 - ・ 高齢者・障がい者にやさしい道づくり事業の実施 (随時)
 - ・ 街路樹の植栽 (随時)

⑤ 周辺環境との連携

- [実施内容]
- ・ 市道中臨港通美化化事業 (開港通り) (H28～)

⑥ 都心部の整備

- [実施内容]
- ・ 誘導基準の設定 (H7)
 - ・ 都市景観形成地域以外の届出制度, 届出に対する助言・指導 (H7～)
 - ・ 公共空間のあり方についての指針による誘導 (H8～)
 - ・ パブリックアートの設置 (H11～H19)
 - ・ 函館駅の駅舎の改築や駅前広場の整備 (H12～H16)
 - ・ はこだてグリーンプラザの整備 (H13～H15)
 - ・ 函館駅前花いっぱい業務 (H24～)
 - ・ 函館駅前若松地区第一種市街地再開発事業 (キラリス函館) (H25～H28)
 - ・ 街並み景観と調和した市電停留場の整備 (H25～)
 - ・ 函館駅前通の電線共同溝整備に伴う各種事業の推進 (H26～)

⑦ 自主的な取り組みの推奨

- [実施内容]
- ・ 景観形成市民団体の活動への支援（H1～）
 - ・ 景観協定に係る活動への支援（H2～）

(3) 考察

- ・ 函館アリーナなどの公共施設の整備のほか、再開発事業の推進等により、地域の特性をいかした魅力ある景観づくりがなされた。
- ・ イルミネーションなどのイベントにより、光を効果的に演出した、にぎわいのある景観が創出された。
- ・ 函館の玄関口である函館駅前広場の整備など、函館の特性をいかした個性豊かな景観づくりを行った。
- ・ 景観条例や屋外広告物条例に基づく景観誘導を行い、統一感や一体感の形成とともに、周辺環境とも調和した景観が創出された。
- ・ 地区の特性をいかした景観整備が一部地域に偏在しており、充分となっていない。
- ・ 一部商業地では屋外広告物が無秩序に掲出されており、規制の有効性について検討が必要となっている。
- ・ 都市景観形成地域は有効な景観形成基準を有し誘導を行っているが、他の市域では基準の表現が不明確のため誘導性が乏しい。

6 工業地の景観

(1) 基本方針

- ① 未来を象徴する工業地景観を創出する。
- ② 周辺環境と共存できるクリーンな環境をつくる。
- ③ 既設工場・工業地内は、周辺緑化・修景に努める。



函館臨空工業団地

(2) 施策の方向

① オープンスペースの確保と緑化の推進

- [実施内容]
- ・ 函館臨空工業団地の造成による緑地の整備 (S63~H15)
 - ・ 土地区画整理事業による公園・緑地の整備 (H5~H11)
 - ・ 地区計画による敷地周辺の緑化の誘導 (H5~)
 - ・ 誘導基準の設定 (H7)

② 周辺環境との調和

- [実施内容]
- ・ 誘導基準の設定 (H7)
 - ・ 都市景観形成地域以外の届出制度, 届出に対する助言・指導 (H7~)

③ 水際環境との調和

- [実施内容]
- ・ 誘導基準の設定 (H7)
 - ・ 都市景観形成地域以外の届出制度, 届出に対する助言・指導 (H7~)

(3) 考察

- ・ 函館臨空工業団地の造成や土地区画整理事業による公園・緑地の整備により、緑化が推進された。
- ・ 地区計画により、西桔梗南地区では、敷地周辺の緑化が誘導された。
- ・ 工業地に適した誘導基準を有していないことから、適切な景観誘導が行われていない。

7 港湾地の景観

(1) 基本方針

- ① 魅力ある美しい港をつくる。
- ② 親水性の高いウォーターフロントを整備する。
- ③ 観光やレクリエーションの場としての機能を充実する。
- ④ 市民が親しむ眺望点を整備する。
- ⑤ 流通・産業の場にもうるおいをもたせる。



青函連絡船記念館摩周丸

(2) 施策の方向

① うるおいのある環境の整備

- [実施内容]
- ・ 緑の島の整備 (H1～H26)
 - ・ 親水プロムナードの整備 (H3～)
 - ・ 青函連絡船記念館摩周丸の保存活用 (H15～)
 - ・ 弁天地区緑地整備 (H24～)
 - ・ 国際水産・海洋総合研究センターの整備 (H26)
 - ・ 末広地区における親水空間の充実・強化 (H28～)

② ウォーターフロントの整備

- [実施内容]
- ・ 緑の島の整備 (H1～H26)
 - ・ 親水プロムナードの整備 (H3～)
 - ・ 弁天地区緑地整備 (H24～)
 - ・ 末広地区における親水空間の充実・強化 (H28～)

③ オープンスペースの確保と緑化の推進

- [実施内容]
- ・ 景観形成基準の設定 (S63)
 - ・ 緑の島の整備 (H1～H26)
 - ・ 誘導基準の設定 (H7)
 - ・ 弁天地区緑地整備 (H24～)
 - ・ 末広地区における親水空間の充実・強化 (H28～)

④ 建築物等の景観上の配慮

- [実施内容]
- ・ 景観形成基準の設定 (S63)
 - ・ 都市景観地域内の届出制度, 届出に対する助言・指導 (S63～)
 - ・ 誘導基準の設定 (H7)
 - ・ 都市景観形成地域以外の届出制度, 届出に対する助言・指導 (H7～)
 - ・ 景観デザイン指針による誘導 (H24～)

⑤ ランドマークの創出

- [実施内容]
- ・ 青函連絡船記念館摩周丸の保存活用 (H15～)
 - ・ 国際水産・海洋総合研究センターの整備 (H26)

(3) 考察

- ・ 緑の島や国際水産・海洋総合研究センターの整備などにより, うるおいのある環境が整い, ランドマークの創出やレクリエーションの場がつけられた。
- ・ 親水プロムナードの整備や, 青函連絡船記念館摩周丸の保存などにより, 市民が親しむ眺望点が整備された。
- ・ 親水性の高いウォーターフロントの整備は, 国有地に分断され, 連続性が無い。
- ・ 良好な親水空間や眺望点の場所が認知されていないとともに, 眺望点が未整備となっている。

8 自然・緑地の景観

(1) 基本方針

- ① 函館山および北部丘陵地・山岳部の緑を保全する。
- ② 市街地内の緑の量を増やす。
- ③ 市街地内に緑豊かな公園・緑地を適正に配置する。
- ④ 緑化運動，緑化協定等によりコミュニティの中に緑の量を確保・担保する。



函館山

(2) 施策の方向

- ① 市街地周辺の自然環境の保全
[実施内容] ・ 恵みの森づくり事業の実施 (H17～H26)
 - ・ 函館山緑地の整備 (随時)
 - ・ 市有林の整備 (随時)

- ② 自然環境と調和した自然・緑地の整備・活用
[実施内容] ・ 千代台公園の整備 (～H12)
 - ・ 市民の森整備 (～H13)
 - ・ 函館公園の整備 (H14～H21)
 - ・ 五稜郭公園の整備 (H22～H23)
 - ・ 函館山緑地の整備 (随時)

③ 公園・緑地の計画的整備

- [実施内容]
- ・ 公園施設の長寿命化対策の実施（H23～）
 - ・ 街区公園の整備（随時）
 - ・ 近隣公園の整備（随時）
 - ・ 地区公園の整備（随時）
 - ・ 緑地の整備（随時）

④ 市民と一体となった緑化推進

- [実施内容]
- ・ 沿道花いっぱい運動の実施（ボランティアサポート）（H17～）
 - ・ 恵みの森づくり事業の実施（H17～H26）
 - ・ 花と緑のパートナーシップ事業の実施（随時）

(3) 考察

- ・ 市有林の整備により、北部丘陵地・山岳部の緑は保全された。
- ・ 市民の森の整備のほか、街区公園などの整備により、自然環境の充実が図られた。
- ・ 沿道花いっぱい運動や花と緑のパートナーシップ事業の実施によって、市民と一体となった緑化活動が推進された。

9 眺望景観

(1) 基本方針

- ① 函館山および北部丘陵地・山岳部の緑を保全する。
- ② 市街地を望む眺望点を保全し、整備する。
- ③ 眺望の対象となるものを保全し、育成する。
- ④ 身近な眺望点を保全し、周辺環境を整備する。



函館山からの眺望

(2) 施策の方向

- ① 市街地周辺の自然環境の保全
[実施内容] ・ 函館山緑地の整備（随時）
- ② 高層・大規模建築物等の景観上の配慮
[実施内容] ・ 高度地区の設定による建築物の高さ制限（H3～）
・ 誘導基準の設定（H7）
・ 都市景観形成地域以外の届出制度，届出に対する助言・指導（H7～）

③ ランドマークの育成

- [実施内容]
- ・ 伝統的建造物や環境物件等に対する助成 (H1～)
 - ・ 景観形成指定建築物等に対する助成 (H1～)
 - ・ 誘導基準の設定 (H7)
 - ・ 都市景観形成地域以外の届出制度, 届出に対する助言・指導 (H7～)
 - ・ 八幡坂通, 二十間坂通, 日和坂通の石畳整備 (H7～H25)
 - ・ 公共空間のあり方についての指針による誘導 (H8～)
 - ・ 函館駅の駅舎の改築や駅前広場の整備 (H12～H16)
 - ・ 啄木小公園の整備 (H17)
 - ・ 重要文化財旧函館区公会堂の保存修理 (H23～)
 - ・ 函館山山頂広場や立待岬広場の駐車場・展望施設棟の整備 (随時)

④ 眺望点の保全と整備

- [実施内容]
- ・ 函館山山頂広場の整備 (随時)

(3) 考察

- ・ 函館山山頂広場の整備によって, 眺望点の高質化がなされた。
- ・ 景観条例に基づく誘導基準の設定や高度地区の設定による建築物の高さ制限などによって, 眺望対象が保全された。
- ・ 八幡坂や中央ふ頭など, 良好な眺望点の周辺環境の整備が充分でない場所があるため, 対策が必要である。
- ・ 良好な眺望点の育成が充分ではないため, 新たな眺望点の創出とともに, 周辺環境の整備を進める必要がある。

10 歴史的景観

(1) 基本方針

- ① 西部地区の歴史的景観の保全・保存策を強化する。
- ② 特別史跡五稜郭跡とその周辺を保存・整備・修景する。
- ③ その他の史跡等の歴史的遺産を保存し、その周辺を整備する。
- ④ 歴史的な産業遺産などを活用する。



箱館奉行所

(2) 施策の方向

① 西部地区の歴史的環境の保全

- [実施内容]
- ・ 景観形成基準の設定 (S63)
 - ・ 都市景観地域内の届出制度, 届出に対する助言・指導 (S63~)
 - ・ 伝統的建造物や環境物件等に対する助成 (H1~)
 - ・ 景観形成指定建築物等に対する助成 (H1~)
 - ・ 公共空間のあり方についての指針による誘導 (H8~)
 - ・ 景観形成住宅等建築奨励金制度 (H17~)
 - ・ 重要文化財旧函館区公会堂の保存修理 (H23~)
 - ・ 歴史的建造物の継承・活用の推進 (H27~)
 - ・ 西部地区の歴史的町並みを生かした車道や歩道の石畳整備 (随時)

② 特別史跡五稜郭跡およびその周辺の整備

- [実施内容]
- ・ 特別史跡五稜郭跡の整備 (箱館奉行所) (H17~H22)
 - ・ 五稜郭公園の整備 (H22~H23)

③ 歴史的遺産の活用

- [実施内容]
- ・ 旧岩船氏庭園（香雪園）の名勝指定（H13）
 - ・ 青函連絡船記念館摩周丸の保存活用（H15～）
 - ・ 史跡五稜郭環境整備（H16）
 - ・ 縄文文化交流センターの整備（H23）

④ 市民と一体となった推進

- [実施内容]
- ・ 景観形成市民団体の活動への支援（H1～）
 - ・ 景観協定に係る活動への支援（H2～）
 - ・ 開港5都市景観まちづくり会議（H5～）
 - ・ 景観整備機構指定制度（H27～）

⑤ 公共建築物の保全・活用

- [実施内容]
- ・ 重要文化財旧函館区公会堂の保全・活用（随時）
 - ・ 北海道指定有形文化財旧開拓使函館支庁書籍庫の保全・活用（随時）
 - ・ 地域交流まちづくりセンターの保全・活用（随時）
 - ・ 旧函館検疫所台町措置場（ティーショップタ日）の保全・活用（随時）
 - ・ 旧市立函館図書館の保全・活用（随時）
 - ・ 函館市公民館の保全・活用（随時）
 - ・ 特別史跡五稜郭跡の保全・活用（随時）
 - ・ 旧イギリス領事館の保全・活用（随時）
 - ・ 臨海研究所（旧函館西警察署）の保全・活用（随時）

(3) 考察

- ・ 伝統的建造物や環境物件等に対する助成や景観形成指定建築物等に対する助成などにより、西部地区の歴史的景観が保存・保全された。
- ・ 特別史跡五稜郭跡の整備などにより、五稜郭の歴史的環境が保全された。
- ・ 縄文文化交流センターが道の駅と併設され、接続する道路も整備されるなど、歴史的遺産が活用されるとともに、その周辺が整備された。
- ・ 開港5都市景観まちづくり会議の開催によって、歴史的景観の保全に係る市民活動が促進された。
- ・ 旧ロシア領事館など利活用されていない歴史的建造物が残っており、その活用策について検討する必要がある。
- ・ 老朽化している歴史的建造物があるため、助成制度を利用した改修などを促進する必要がある。
- ・ 歴史的建造物に対する助成制度について、これまでの実績や所有者からの要望、保全調査の結果を受けて、見直しを検討する必要がある。

11 緑

(1) 基本方針

都市景観の形成に効果的な緑化を目指し、市街地における緑のネットワーク形成を図るとともに、身近な環境での緑化を推進する。



函館駅前広場

(2) 計画の指針

① 公共空間において緑を整備する

- [実施内容]
- ・ 公共空間のあり方についての指針による誘導 (H8～)
 - ・ フラワーバスケットの設置 (H11)
 - ・ 函館公園の整備 (H14～H21)
 - ・ 五稜郭公園の整備 (H22～H23)
 - ・ 街路樹の植栽 (随時)
 - ・ 河川敷の緑化 (随時)

② 地域・場所を緑で特色づける

- [実施内容]
- ・ 沿道花いっぱい運動の実施 (ボランティアサポート) (H17～)
 - ・ 街路樹の植栽 (随時)

③ 施設を緑で修景する

- [実施内容]
- ・ 景観形成基準の設定 (S63)
 - ・ 誘導基準の設定 (H7)
 - ・ 景観デザイン指針による誘導 (H24～)

④ 身近な環境での緑化を推進する

- [実施内容]
- ・ 景観形成基準の設定 (S63)
 - ・ 誘導基準の設定 (H7)
 - ・ 沿道花いっぱい運動の実施 (ボランティアサポート) (H17～)
 - ・ 景観デザイン指針による誘導 (H24～)
 - ・ 函館駅前花いっぱい業務 (H24～)
 - ・ 花と緑のパートナーシップ事業の実施 (随時)

(3) 考察

- ・ 函館公園や河川敷の整備のほか、街路樹の植栽や沿道花いっぱい運動による緑化運動などにより身近な環境での緑化が推進された。
- ・ 緑の増加は進んでいるが、ネットワーク化されている状態までには至っていない。
- ・ 施設の緑化による修景は充分ではない。
- ・ 住宅地での生垣や前庭部の植栽など、身近な環境での緑化が充分でない地域がある。

12 水

(1) 基本方針

海岸・港・河川といった水空間を活用し、市民が水と親しむことのできる水辺空間をつくる。また、公園などのオープンスペースに積極的に水を導入し、効果的な演出を行うことにより、水と緑が調和した、特徴ある都市景観形成を図る。



函館公園

(2) 計画の指針

① 水辺を親しみのある場に整備する

- [実施内容]
- ・ 親水プロムナードの整備 (H3～)
 - ・ 公共空間のあり方についての指針による誘導 (H8～)
 - ・ 河川敷の緑化や階段式護岸・散策路、親水公園などの整備 (随時)

② 都市空間に柔らかさを与える

- [実施内容]
- ・ 公共空間のあり方についての指針による誘導 (H8～)
 - ・ 函館公園の整備 (H14～H21)
 - ・ 湯の川温泉橋小公園内の足湯整備 (H19)
 - ・ 熱帯植物園の整備 (H24)
 - ・ 国際水産・海洋総合研究センターの整備 (H26)

③ 地域・場所の景観を特徴づける

- [実施内容]
- ・ 昭和公園の整備 (H7～H13)
 - ・ 函館公園の整備 (H14～H21)
 - ・ 戸井ウォーターパークの整備 (H24)

④ 水質を保全し浄化する

- [実施内容]
- ・ 河川の浄化対策（H13～H23）
 - ・ 河川改修事業の促進（随時）
 - ・ 海岸保全事業の促進（随時）
 - ・ 下水道施設の整備推進（随時）
 - ・ 合併処理浄化槽の普及促進（随時）
 - ・ 町会，ボランティア団体等による清掃活動の促進（随時）
 - ・ 環境ふれあい教室の実施（随時）
 - ・ 小中学校における環境教育の推進（随時）

(3) 考察

- ・ 函館公園や昭和公園などの整備に併せ，噴水などの水を活用した空間整備が行われたことにより，特徴ある都市景観が形成された。
- ・ 河川敷の緑化や階段式護岸・散策路，親水公園などの整備により，河川や海辺の魅力が創出された。
- ・ 町会，ボランティア団体等による海岸・河川の清掃活動により，水辺空間の環境が向上した。
- ・ 環境に関する教室の実施などにより，海岸や河川の環境保全の意識が高まった。
- ・ 河川の浄化対策や下水道施設の整備促進などにより，河川や海辺の水質保全が図られた。
- ・ 親水空間の整備は，一部の河川や水際線に留まっている。
- ・ 親水空間に設置されているベンチなどのストリートファニチャーが老朽化していることや，除草・除雪などの管理が不十分となっているエリアもある。

13 光

(1) 基本方針

市街地の夜景を保全し、より魅力あるものとするとともに、観光地や中心商業・業務地における夜間景観の魅力的な演出に努める。



函館山からの夜景

(2) 計画の指針

- ① 市街地の夜景の保全と魅力化を図る
 - [実施内容] ・ 歴史的建造物のライトアップ (H2～H21)
 - ・ ガス灯風街路灯の整備 (H2～H21)
- ② 光を楽しむ機会をつくる
 - [実施内容] ・ 八幡坂イルミネーション (H9～)
 - ・ 函館クリスマスファンタジー (H10～)
 - ・ 光の小径 (ワックスキャンドルの設置) (H21～H25)
 - ・ 函館駅前広場でのイルミネーションの実施 (H26～)
- ③ 地区の特性を引き立たせる
 - [実施内容] ・ 函館駅前通の無電柱化に伴う街路灯等グレードアップ (H28～)
 - ・ 夜間の犯罪防止等のための町会等による街路灯設置の促進 (随時)
- ④ 特徴ある景観を光で修景し演出する
 - [実施内容] ・ 歴史的建造物のライトアップ (H2～H21)
 - ・ ガス灯風街路灯の整備 (H2～H21)

(3) 考察

- ・ 歴史的建造物のライトアップやガス灯風街路灯の整備のほか、イルミネーションなどのイベントにより、光を効果的に演出した、にぎわいのある景観が創出された。
- ・ 函館山から眺望できる夜景の光量や色が変化しており、魅力ある夜景づくりのための対策が必要である。
- ・ 夜間景観の視点場の開発が遅れており、多様な夜景の提供がなされていない。
- ・ 照明による都市空間の演出を行っている地区は、西部地区や函館駅前・大門地区などの一部地域に偏在しており、他の地域への広がりが少ない。

14 歴史

(1) 基本方針

西部地区の歴史的景観や史跡・文化財建造物の保全・保存と環境整備を行うとともに、市民の歴史に対する理解を深め、身近な歴史的な遺産がいかされる環境づくりに努める。



特別史跡五稜郭跡

(2) 計画の指針

① 西部地区の歴史的景観の保全と育成を図る

- [実施内容]
- ・ 景観形成基準の設定 (S63)
 - ・ 都市景観地域内の届出制度, 届出に対する助言・指導 (S63～)
 - ・ 伝統的建造物や環境物件等に対する助成 (H1～)
 - ・ 景観形成住宅等建築奨励金制度 (H17～)
 - ・ 重要文化財旧函館区公会堂の保存修理 (H23～)
 - ・ 歴史的建造物の継承・活用の推進 (H27～)
 - ・ 西部地区の歴史的町並みを生かした車道や歩道の石畳整備 (随時)

② 史跡や文化財建造物の保存と周辺整備を行う

- [実施内容]
- ・ 史跡四稜郭環境整備 (H16)
 - ・ 重要文化財北海道志海苔中世遺構出土銭の保存整備 (H16～H20)
 - ・ 特別史跡五稜郭跡の整備 (箱館奉行所) (H17～H22)
 - ・ 五稜郭公園の整備 (H22～H23)

③ 身近な歴史的な遺産を活用する

- [実施内容]
- ・ 旧岩船氏庭園（香雪園）の名勝指定（H13）
 - ・ 青函連絡船記念館摩周丸の保存活用（H15～）
 - ・ 旧函館検疫所台町措置場（ティーショップタ日）の保全・活用（随時）
 - ・ 縄文文化交流センターの整備（H23）
 - ・ 旧市立函館図書館の保全・活用（随時）
 - ・ 函館市公民館の保全・活用（随時）
 - ・ 臨海研究所（旧函館西警察署）の保全・活用（随時）

④ 市民と一体となって推進する

- [実施内容]
- ・ 景観形成市民団体の活動への支援（H1～）
 - ・ 開港5都市景観まちづくり会議（H5～）
 - ・ こども町並み観察隊の実施（H9～H23）
 - ・ 見て、聴いて、考える町並みの実施（H21～）
 - ・ 小学生に対する啓発パンフレットの配布（H26～H29）
 - ・ 景観整備機構指定制度（H27～）
 - ・ パンフレットの作成等（随時）

(3) 考察

- ・ 特別史跡五稜郭跡の整備などにより、五稜郭の保存・保全がなされた。
- ・ パンフレット等による景観形成指定建築物等の周知のほか、都市景観に関連する市民参加行事や教育活動を実施し、西部地区の歴史的景観に対する市民理解に努めた。
- ・ 縄文文化交流センターが整備された東部地区では、景観に関する調査もされておらず、将来的な姿もイメージされていない。
- ・ 景観に関する市民参加の取組が少なく、市民と一体となった景観づくりを推進する必要がある。

15 施設

(1) 基本方針

建築物・工作物の形態、色彩等については、周辺環境に対する配慮を促し、周辺の景観と調和し、個性的でわかりやすい都市空間の形成に努めるとともに、人にやさしい施設づくり、都市環境づくりの推進に努める。また、ストリートファニチャー類や屋外広告物の計画的整備と色彩等の誘導に努める。



元町公園

(2) 計画の指針

① 公共施設のデザインの向上を図る

- [実施内容]
- ・ 景観形成基準の設定 (S63)
 - ・ 誘導基準の設定 (H7)
 - ・ 公共空間のあり方についての指針による誘導 (H8～)
 - ・ 景観アドバイザーによる技術的支援 (H15～)
 - ・ 景観デザイン指針による誘導 (H24～)

② 建築物・工作物の景観上の配慮を促す

- [実施内容]
- ・ 景観形成基準の設定 (S63)
 - ・ 都市景観地域内の届出制度, 届出に対する助言・指導 (S63～)
 - ・ 誘導基準の設定 (H7)
 - ・ 都市景観形成地域以外の届出制度, 届出に対する助言・指導 (H7～)
 - ・ 景観アドバイザーによる技術的支援 (H15～)

③ 人にやさしい施設づくりを推進する

- [実施内容]
- ・ 段差の解消など安全で快適に利用できる道路づくり (H10～H11)
 - ・ 観光客が安心して歩くことができる道路環境の創出 (H21～H25)
 - ・ 福祉のまちづくり施設整備補助対象箇所の拡充 (H25～)
 - ・ 高齢者・障がい者にやさしい道づくり事業の実施 (随時)
 - ・ 通学路安全対策の推進 (随時)

④ ストリートファニチャー類のデザインの向上と整備を進める

- [実施内容]
- ・ 歩行者用案内サインの整備 (～H25)
 - ・ ガス灯風街路灯の整備 (H2～H21)
 - ・ 公共空間のあり方についての指針による誘導 (H8～)
 - ・ 観光案内標識, 観光案内板の整備 (H19～H21)
 - ・ 多言語表記, バリアフリー, ユニバーサルデザインを取り入れた歩行者用案内標識の整備 (H21～H24)
 - ・ ミシュラン・グリーンガイド・ジャポン掲載箇所を紹介する案内板の設置 (H24)
 - ・ まちあるき休憩ベンチ整備 (H25～H26)

⑤ 屋外広告物の適切な誘導を行う

- [実施内容]
- ・ 屋外広告物条例による規制 (H17～)

⑥ 行政, 市民, 事業者が一体となって推進する

- [実施内容]
- ・ 西部地区歴史的景観賞の実施 (H1～H6)
 - ・ 都市景観賞の実施 (H7～)
 - ・ パンフレットの作成等 (随時)

(3) 考察

- ・ 公共施設の整備は「公共空間のあり方についての指針」に基づき、景観に配慮して進められた。
- ・ 景観条例や屋外広告物条例に基づく景観誘導を行い、統一感や一体感の形成とともに、周辺環境とも調和した景観が創出された。
- ・ 都市景観賞を実施し、都市景観に配慮した優れた建築物や、よりよい景観づくりのための活動をしている団体・個人を表彰することで、市民意識の啓発を図った。
- ・ 「公共空間のあり方についての指針」の制定から時間が経過し、内容の更新や推進システムの再構築が必要となっている。
- ・ 一部商業地では屋外広告物が無秩序に掲出されており、規制の有効性について検討が必要となっている。
- ・ 都市景観形成地域は有効な景観形成基準を有し誘導を行っているが、他の市域では基準の表現が不明確のため誘導性が乏しい。
- ・ 都市景観賞の実施時期の見直しや賞の細分化、景観賞フォーラムの開催など、より効果的な実施方法を検討する必要がある。

16 社会

(1) 基本方針

様々な分野でのデザインの向上に努めるとともに、市民一人ひとりが都市の景観を形づくる意識の高揚と普及を図る。



函館駅前広場イルミネーション

(2) 計画の指針

① 様々な分野でのデザインの向上を図る

- [実施内容]
- ・ 中心市街地トータルデザインの策定 (H24)
 - ・ 車体広告 (カラー電車) デザインガイドラインの策定 (H26)

② 公共の場などにおけるごみの散乱をなくす

- [実施内容]
- ・ ごみ減量・再資源化優良店等認定制度の推進 (H10～)
 - ・ 小型家電リサイクルの推進 (H26～)
 - ・ 町会、ボランティア団体等による清掃活動の促進 (随時)
 - ・ 生ごみの減量化対策の推進 (随時)
 - ・ 集団資源回収の促進 (随時)
 - ・ レジ袋削減の取り組みの推進 (随時)

③ 都市の景観を共に楽しみ、形づくる

- [実施内容]
- ・ 西部地区歴史的景観賞の実施（H1～H6）
 - ・ 開港5都市景観まちづくり会議（H5～）
 - ・ 都市景観賞の実施（H7～）
 - ・ こども町並み観察隊の実施（H9～H23）
 - ・ 見て、聴いて、考える町並みの実施（H21～）
 - ・ 光の小径（ワックスキャンドルの設置）（H21～H25）
 - ・ 五稜郭築造150年祭の開催（H26）
 - ・ 小学生に対する啓発パンフレットの配布（H26～H29）
 - ・ 函館駅前広場でのイルミネーションの実施（H26～）
 - ・ パンフレットの作成等（随時）

(3) 考察

- ・ 市民活動団体や町会等による景観活動や公共の場の清掃活動を促進し、市民の景観や環境に対する意識の高揚が図られた。
- ・ 都市景観賞を実施し、都市景観に配慮した優れた建築物や、よりよい景観づくりのための活動をしている団体・個人を表彰することで、市民意識の啓発を図った。
- ・ 景観に関する市民参加の取組が少なく、市民と一体となった景観づくりを推進する必要がある。
- ・ 都市景観賞の実施時期の見直しや賞の細分化、景観賞フォーラムの開催など、より効果的な実施方法を検討する必要がある。
- ・ 景観アドバイザーによる技術的なアドバイスを行っても実施されないケースもあり、効果的な運用のための検討が必要である。
- ・ 建築物等の除却に対する届出や適合通知の有効性が乏しいことから、改善の必要性がある。
- ・ 都市景観形成地域を除く市域において、建築物等の除却に係る届出時の適合判断が形骸化しているため、届出を不要とするなど、検討する必要がある。

第3節 基本方針の検証

本節では、前節で行った「類型別計画」と「要素別計画」の検証結果を基に、基本方針の達成状況について検証する。

～以下、平成7年度に策定した函館市都市景観形成基本計画より抜粋～

2. 基本方針

－函館らしい都市景観の形成をめざして－

(1) 函館らしさの保全・強調

函館らしさは、主として函館の地勢や成り立ちによって形づくられているが、それらを保全し、さらに強調していく。

(2) 函館の都市景観上の特徴と保全・活用

函館市の都市景観は、他都市にはない多くの特徴をもっているが、それらを保全し、または積極的に活用していく。

(3) 豊かな都市環境の実現

都市景観の形成は、個性・特徴の保全・強調・活用のみならず、基本的に豊かな都市環境を実現していくためのものである。

1 「函館らしさの保全・強調」について

- ・ 函館山緑地や市有林の整備により、自然景観の保全を進め、市民が憩える場が整備されたことにより、函館らしさが保全・強調されている。
- ・ 主要な道路軸は、その機能に応じた街路樹の植栽やフラワーバスケットの設置のほか、市民協働による沿道花いっぱい運動の実施などにより、緑化が推進されている。
- ・ 特別史跡五稜郭跡の整備や縄文文化交流センターの新設など、歴史的遺産を活用した、函館らしい景観が保全・強調されている。
- ・ 地域交流まちづくりセンターや函館アリーナなどの景観に配慮した公共施設の整備により、市民が集える新たな拠点が創出され、函館らしさが強調されている。
- ・ 緑化や電線地中化などの景観に配慮した道路空間の整備は、一部の主要道路に留まっている。

2 「函館の都市景観上の特徴の保全・活用」について

- ・ 函館山緑地の整備による眺望点の高質化のほか、親水プロムナードの整備や、青函連絡船記念館摩周丸の保存などにより、市民や観光客が親しむ眺望点が整備され、都市景観上の特徴が保全・活用されている。
- ・ 伝統的建造物群保存地区や特別史跡五稜郭跡の保存・育成を進め、ランドマークとしての函館らしさを表現する顔づくりがされている。

- ・ 景観条例に基づく誘導基準の設定などによって、眺望対象が保全されている。
- ・ 交通結節点の函館駅前広場の整備や、景観に調和した案内標識の整備などを進め、観光都市としてふさわしい環境が創出されている。
- ・ 河川の浄化対策や下水道施設の整備促進などのほか、町会、ボランティア団体等による海岸・河川の清掃活動や環境に関する教室の実施などにより、水辺空間の環境が保全されている。
- ・ 良好な眺望点の育成が充分ではないため、新たな眺望点の創出とともに、周辺環境の整備を進める必要がある。
- ・ 夜間景観の新たな視点場の開発が遅れているとともに、函館山からの夜景についても改善の必要性があることから、魅力ある景観づくりの対策が必要である。
- ・ 都市景観形成地域を除く市域において、建築物等の除却に係る届出時の適合判断が形骸化しているため、届出を不要とするなど、検討する必要がある。
- ・ 平成16年の合併前に策定された計画のため、戸井・恵山など東部地区に関する景観についての調査はされておらず、将来的な姿もイメージされていない。
- ・ 西部地区の坂道などの道路整備は進んでいるものの、いまだに高質化が未実施の道路が残っている。
- ・ 拠点景観の整備が、西部地区や函館駅前・大門地区などの一部地域に偏在しており、充分となっていない。

3 「豊かな都市環境の実現」について

- ・ 緑の島や国際水産・海洋総合研究センターの整備などにより、うるおいのある環境が整った。
- ・ 地区計画制度の導入により、地区特性に応じた市街地の形成が図られた。
- ・ 各公園の整備などのほか、市民と一体となった緑化活動により、緑豊かなゆとりある住宅地やコミュニティが形成されている。
- ・ 案内サインの計画的整備を行うとともに、高質なデザインの市電停留場を整備するなど、わかりやすい道路空間が創出されている。
- ・ 地域の景観にあったパブリックアートの設置などによる歩行者空間の演出により、沿道の都市景観が活性化されている。
- ・ 景観条例や屋外広告物条例に基づく景観誘導を行い、統一感や一体感の形成とともに、周辺環境とも調和した景観が創出されている。
- ・ 特徴ある魅力的な景観のもとで行われる各種イベントの開催支援により、景観に対する市民意識が啓発されている。
- ・ 都市景観賞を実施し、都市景観に配慮した優れた建築物や、よりよい景観づくりのための活動をしている団体・個人を表彰することで、市民意識の啓発が図られている。
- ・ 市民活動団体や町会等による景観活動や公共の場の清掃活動を促進し、市民の景観や環境に対する意識の高揚が図られている。
- ・ パンフレット等による歴史的建造物の周知のほか、開港5都市景観まちづくり会議の開催や都市景観に関連する市民参加行事・教育活動を実施し、景観に対する市民理

解が深まっている。

- ・ 街路灯やストリートファニチャーの老朽化により、沿道景観に悪影響を与えている道路があるため、改善が必要である。
- ・ 親水空間の整備促進や水と緑のネットワーク化について検討する必要がある。
- ・ 緑化による修景が充分ではない施設について、方策を検討する必要がある。
- ・ 住宅地での生垣や前庭部の植栽などの身近な環境での緑化が充分でない地域があるため、景観協定や緑地協定の促進について検討する必要がある。
- ・ 景観条例に基づく建築物の誘導や、屋外広告物条例による規制が充分でない地域について、規制強化の検討が必要である。
- ・ 都市景観形成地域は有効な景観形成基準を有し誘導を行っているが、他の市域では基準の表現が不明確のため誘導性が乏しい。
- ・ 「公共空間のあり方についての指針」の制定から時間が経過し、内容の更新や推進システムの再構築が必要となっている。
- ・ 景観アドバイス制度の効果的な運用について、さらに検討する必要がある。
- ・ 都市景観賞の実施時期の見直しや賞の細分化、景観賞フォーラムの開催など効果的な実施方法を検討する必要がある。